# 退職給付会計における予測修正計算

# 挽 直 治

#### 1. 序

会計基準の世界標準化という潮流のもとに公表された「退職給付に係る会計基準」(以下,「退職給付会計基準」と略記する)の適用により,これまで「隠れ年金債務」と呼ばれていたオフバランス項目が顕在化するとともに,わが国において問題視されていた退職給付会計に関して,制度的対応・枠組みの転換が図られたといえる。「退職給付会計基準」適用初年度の2001年3月期決算では,企業は多額の会計基準変更時差異の償却を行った結果,少なからぬ影響を受けた。それを基準適用後の第1波と位置付けるとするならば,近年にわたって継続している株式市場の低迷による影響は,その第2波に相当するものである。

確定給付型の年金制度を設定している企業経営者は、割引率の選択・変更および年金資産の期待運用収益率の選択・変更について、それぞれ長期国債の利回り、株式市況の動向等から勘案し合理的判断に基づいて決定し得るものである。ただし、年金資産の市場価格の変動ならびに予定退職率、予定死亡率、予定昇給率など退職給付債務の算定に必要となる保険数理計算上の基礎率に関しては統制が不可能なため、未積立退職給付債務、年金費用の変動性(volatility)を予測できないリスクにさらされている。

年金費用の構成要素の1つである年金資産の運用収益をプラスと仮定した場合,それは年金費用の減少要因として作用することから,年金資産の運用収益に関しての変動は年金費用の金額に直接影響を及ばし得るものである。退職給付会計に付随する不確実性は必然的に将来の修正計算を伴うことも予想されるが,果たしてその修正計算の必要性と適切性をいかに判断すべきであるうか。

こうした保険数理計算上、不可避的に発生する実績と予測との乖離について、AICPAの公式見解として本格的に検討され始めたのは、Hicks(1965)によるARS(会計研究叢書)8号『年金制度の費用の会計』、APB意見書8号(1966年)以降からである。本稿ではまず、両者の見解とともに、FASB(1981)の討議資料、FASB(1982)の予備的見解により、保険数理計算構造の史的展開に焦点を当てて検討する。次に保険数理計算の修正計算には、IAS19号、FAS87号で採用されているコリドア・アプローチ(corridor approach)と「退職給付会計基準」で採用されている重要性基準とがあるが、2つの修正計算についての比較を行い、年金費用が大幅に変動し不安定になる可能性をいかにして回避するかについての方法、つまり、年金費用に影響を及ぼすことなく、保険数理上の利得および損失が相殺し合う合理的な機会を与える方法について考察する。続いて、わが国においてコリドア・アプローチを採用しなかった影響度について、総合建設会社の2002年3月期決算のデータをもとに分析し、「退職給付会計基準」適用による数理計算上の差異の算出額について検討することにする。

## 2. 保険数理計算構造の確立

### 2-1 保険数理計算の展開

(1) ARS 8 号およびAPB意見書8号

年金費用を発生主義に基づいて算出する際に必然的に生じるのが保険数理

64 国際経営論集 No. 26 2003

上の利得および損失(actuarial gains and losses)である。ARS8号では保険数理上の利得および損失を認識する方法としては、即時基準(immediate basis)と分散基準(spread basis)とを取り上げ、後者の見解を採用することを結論づけている(pp.58-59)。即時基準に賛同する者の見解としては、保険数理上の利得および損失は単に見積にすぎない面もあるが、それらは利用可能な最善の情報に基づくものであり、保険数理の評価が行われた会計年度に保険数理上の利得および損失は会計処理されるべきであるとする。

他方,分散基準に賛同する者の見解としては,保険数理上の利得および損失を即時に認識することは,認識が行われた会計年度の利益を大幅に増加あるいは減少させる可能性があることを指摘し,さらに年金協約の長期という性質および内在する不確実性の観点から,保険数理上の利得および損失を考慮することが論理的であるとする。

ARS 8 号の下した結論の背景としては、次の点が強調されていることにあると考えられる。すなわち、第1に保険数理の仮定の1つあるいはそれ以上の変更に関しての適否が特定の年度に明白になるという事実から、本質的に保険数理の修正を当該年度の純利益と関連づけることを正当化することはできないということ。第2に過去の経験と使用される諸仮定の相違から生じる利得および損失を、それらが発生する会計年度の経営者の経営活動と論理的に関連づけることも不可能であるということである(p.59)。したがって、保険数理上の利得および損失を即時に認識することが相応な場合(例えば、吸収合併)もあるが、原則として当該会計期間および将来にわたって、認識することが妥当であるという見解を示している。

ARS 8 号での議論を踏まえてAPB意見書8号では、ARS 8 号で示されている2つの認識方法の他に平均法(averaging method)を新たな方法として取り上げている(par.26)。APB意見書8号は保険数理上の利得および損失を即時に認識することを特定の場合を除き改めて否定するとともに、ARS 8 号と同様に当該会計期間および将来(10年ないし20年)にわたって認識するか、

あるいは平均法を採用し毎期の純利得・損失の平均を正常費用に計上するかいずれかの方法を採るべきであるとしている(par.30)。保険数理上の利得および損失を分散するか、あるいは平均化するかは保険数理原価法の通常の適用により達成されるものである。以上の方法を適用する場合、現従業員と退職従業員に支払うことが予想されるすべての給付額の現在価値ならびに年金資産の現在価値との差額を当期および将来の期間に配分することによって、正常費用を測定することになり、その結果、保険数理上の利得および損失は分散することになるといえる。

APB意見書8号が発表される当時の年金会計を取り巻く環境は、年金基金による投資利得が実現し、年金基金の期待運用収益率が増大していたため、企業は年金費用の毎期引当額を減額している状況にあった。このような利得による年金費用の変動性を解消すること、年金費用の性格が長期間にわたるものであることを企業に認識させることが上記の会計処理につながったのである。APB意見書8号はかかる会計処理を推奨することにより、年金費用の平準化への一歩を踏み出したことになる。

#### (2) FASB (1981) 討議資料

保険数理上の利得および損失をどのように会計処理すべきであるかという問題に対し、FASBの討議資料ではまず、すべての保険数理上の利得および損失は同一に会計処理されるべきであるか、あるいはある種の利得および損失は異なった会計処理をすべきではないかという問題提起をしている。会計目的の相違により保険数理上の利得および損失の会計処理に以下のような違いが生じる可能性があると指摘する(par.297)。

- A. 利得は損失と異なって処理されてもよい。
- B. 過去の経験の仮定からの偏差による影響は、将来の期間に適用される 仮定の変更とは異なって処理されてもよい。
- C. ある種の仮定 (例えば、投資リターン) に関係する利得および損失は その他とは、異なって処理されてもよい。
- 66 国際経営論集 No. 26 2003

種々の形態が考えられる保険数理上の利得および損失を異なって処理することは明らかにその影響を分けて評価することが必要である。もっとも、アクチュアリーは必ずしも各々の保険数理上の利得および損失の影響を独立して評価していないこと、そのような評価にはコストが伴う可能性があることを認識しなければならないであろう。

ある種の利得および損失については、異なって処理しても構わないとみるか否かに関連づけて検討課題の1つとして、討議資料ではAPB意見書20号「会計上の変更」を取り上げ議論を進めている。保険数理上の利得および損失が他の見積の変更と同様のものであるならば、APB意見書20号は有用な先例を提供することになるからである。APB意見書20号は会計上の見積の変更に関して、次のように結論づけている(par.31)。

- ① かかる変更が当該期間だけに影響を及ぼす場合には、変更の期間に会計処理されるべきである。
- ② かかる変更が当該期間および将来にわたって影響を及ぼす場合には, 両期間に会計処理されるべきである。

さて、APB意見書20号が保険数理上の利得および損失に関しての先例を提供するのであれば、いかなる保険数理上の利得および損失が当期および将来の期間に影響を及ぼすのであろうか。これについては、上記に示したBの例から推察するならば、将来の期間に係っている保険数理上の仮定の変更は、当期および将来の期間に影響を及ぼす変更とみなしているといえよう。1つの結論として、討議資料では、保険数理上の利得および損失は、当期にのみ影響を及ぼす変更があることを確認しながらも、ARS8号、APB意見書8号と同様に保険数理上の利得および損失を特定の事象ごとに異なって会計処理することについては積極的に肯定的な見解を述べているものではない。

### (3) FASB (1982) 予備的見解

討議資料に対しては193通の質問書が寄せられ、1981年7月に開催された公聴会では37の発表が行われた。FASBはこれをもとに検討した後、基本的な

年金会計とその報告に関しての予備的見解を発表することを決定した。予備的見解において、FASBは確定給付年金制度を採用している事業主の貸借対照表に純年金負債(あるいは資産)を認識することを要求するというこれまでの年金会計実務からの大幅な転換を表明したのである。ここで、純年金負債(あるいは資産)[NL] は、年金給付債務 [L]、制度資産 [A]、測定評価引当金(measurement valuation allowance)[MVA] の3要素の正味合計額 [L-A±MVA] として算出され、測定評価引当金は将来事象の予測に固有な純年金負債(あるいは資産)の測定に関しての変動性を減少させる役割を担っている。

FASBが予備的見解で表明したこの立場は、年金会計に対して初めて明確に資産負債観の採用を反映させたものであるといえる。予備的見解では保険数理上の利得および損失に関しての議論はその費用性の配分問題から接近するのではなく、年金債務の測定問題の視点から測定評価引当金の計上により保険数理上に関しての修正計算を行うことを試みている。測定評価引当金に関連するパラグラフを抜粋するならば、以下のとおりである。

「測定評価引当金は年金給付債務の測定および年金投資資産の変動から生じるものである。年金給付債務に影響を及ぼす測定の変化は,経験的利得および損失ならびに保険数理上の仮定における変化の影響によるものである。年金投資資産に影響を及ぼす測定の変化は,公正価値の変動が当該期間の投資予定利率の中での暗黙な増価とは異なっている限り,(実現,未実現の両方の利得および損失を含む)公正価値の純増価あるいは純減価である。測定の変化は純年金負債,純期間年金費用の測定において(測定評価引当金の償却によりーパラグラフ16参照)将来的に認識されることになる。|(par.14)

「測定評価引当金および無形資産(あるいは繰延収益)両者の年度償却額は、期末時点における未償却残高にある割合を乗ずることにより毎期算出される。償却割合は100を年金制度の現加入者の平均残存勤務期間により割った値に等しくなる。例えば、平均残存勤務期間が20年であるならば、償却割

合は5% (100÷20=5) になる。平均残存勤務期間とは年金給付債務を見積る際に利用される保険数理上の仮定(中途退職を含む)に基づいて,現加入者から予想される将来勤務年数の平均である。年度償却が重要でないほどの金額に減少している場合には,平均残存勤務期間よりもさらに短期間にわたって定額償却に変更することにより残高を消却することができる。」(par.16)

#### 2-2 コリドア・アプローチの論拠

FASBは1985年3月に発表した公開草案「事業主の年金会計」において、未認識保険数理上の利得および損失の会計処理方法として、コリドア・アプローチと呼ばれる新たな方式を案出している。後にこのコリドア・アプローチはFAS87号、IAS19号においても採用されることになり、現在、保険数理上の利得および損失の処理に関しての原則的な会計処理方法となっている。ARS8号、APB意見書8号で紹介された多様な償却方法から予備的見解(par.16)において考案されている割合法(percentage method)を経て、コリドア・アプローチに辿り着くのである。ただし、いずれの方法も保険数理上の利得および損失に関して遅延認識する点において共通している。

FASBがコリドア(corridor:回廊)の幅を設け、コリドアの幅を超えない限り、保険数理上の利得および損失を認識しないことを結論づけた1つの理由として、次のパラグラフが参考になろう。少し長いが示すことにする。

「FASBは仮定が長年にわたっての実績の正確な見積であるのであれば、ある年度の利得または損失は、後の年度の損失または利得によって相殺されることを指摘した。そのような状況においては、すべての利得および損失は時の経過とともに相殺され、未認識利得および損失の償却は不要となるであろう。しかしながら、FASBは仮定に固有な不確実性により相殺するよりもむしろ増加する利得および損失の発生が起こりうることを懸念し、利得および損失を完全に無視すべきではないと結論づけた。実績が年金制度の最終的

な純費用を決定するであろう。したがって、FASBは少なくとも純未認識利得または損失が相当になった時には、ある償却が要求されるべきであると結論づけた。FASBはまた未認識利得または損失の償却は現在の積立および過去の会計実務の一部であると指摘した。」(par.184)

コリドアの合理性は、保険数理上の利得および損失は経済状況の変化だけではなく、見積の正確さから生じるものであり、そのような利得および損失は時の経過につれて、互いに相殺されることになる、あるいは相殺される機会があるというものである。したがって、保険数理上の利得および損失をそれらが発生した会計期間の純期間年金費用の要素として、すべて認識することに合理性が見出せないのである。

未認識利得および損失の償却を行うか否かを決定づける判断基準となるのは、コリドアの幅であるが、幅の決定は理論的に根拠づけられたものではない。ただし、保険数理上の利得および損失の償却はPBO(予測給付債務)と制度資産の市場連動価値の変動に関するものであるため、それらに関連づけて、期首時点でのPBOと制度資産の市場連動価値のいずれか大きい方の10%というコリドアの幅を設けたのである(pars.32, 188)。

## 3. 保険数理計算における2つの修正計算

## 3-1 FAS87号およびIAS19号

IAS19号における保険数理上の利得および損失の会計処理は,原則的にFAS87号と同様の処理を規定している。すなわち,企業は前期末現在における未認識保険数理上の累積利得および損失の純額(net cumulative unrecognized actuarial gains and losses)が次の大きいほうの金額を超過する場合には,保険数理上の利得および損失の一部を収益または費用として認識しなければならないとしている。(a)当該日(前期末)現在の給付建債務の現在価値(制度資産控除前)の10%,および(b)当該日現在(前期末)

現在で制度資産があればその10% (par.92)。

IASCが1996年10月に発表した公開草案E54「従業員給付」の中で、コリドアの幅については10%に設定されており、FAS87号の考えが踏襲されている。しかしながら、コリドアの幅を超過した場合には、保険数理上の利得および損失を遅延認識するのではなく、即時に認識することだけを企業に求める規定がもりこまれていた(par.89)。 結果的にIAS19号ではこの規定は採用されなかったが、理事会は即時認識アプローチに関心を寄せていたことも事実である。こうした中で即時認識アプローチを採用しなかった理由は、財務業績に関する種々の議論が未解決なことから時期尚早であると理事会が判断したからである。

注意すべきは、保険数理上の利得および損失の処理に関して、IAS19号では全面的にFAS87号(コリドア・アプローチ、最小償却方法)の会計処理を踏襲していないということである。コリドアの幅を超過する部分に対してだけではなく、コリドアの幅の内部をも認識する方法を容認している。すなわち、利得および損失の双方に同一の方法を適用すること、継続適用することを条件として、例えば、次のような方法も認められていると解釈ができよう。

- ① 利得および損失を従業員の平均残存勤務期間にわたって遅延認識する。
- ② 利得および損失を全額即時認識する。
- ③ コリドアの幅を超過した利得および損失額を即時認識する。
- ④ コリドアの幅の内部に収まった利得および損失額に対しては遅延認識 し、コリドアの幅を超過した額は即時認識する。

ただし、現在の世界経済の状況を垣間みても明らかなとおり、利得および 損失を当該会計期間に即時に認識する企業が多数存在するとは考えられな い。特に保険数理上の損失に関しては、時の経過につれて将来発生するかも しれない利得と互いに相殺されることを期待して遅延認識するのが、当面の 企業の会計行動となろう。

#### 3-2 「退職給付会計基準」における重要性基準

これまで検討してきたIAS19号で使用されている保険数理上の利得および 損失,FAS87号での利得および損失なる用語は,「退職給付会計基準」では 数理計算上の差異と呼ばれているが,その内容は同一である。「退職給付会 計基準」(一6)によれば,数理計算上の差異とは,年金資産の期待運用収 益と実際の運用成果との差異,退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と 実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいう。

「退職給付会計基準」では数理計算上の差異の処理に関し、コリドア・アプローチが採用されず、重要性基準という判断基準が採り入れられている。1997年10月に開催された企業会計審議会の企業年金部会において、遅延認識について検討されているが、どのような経緯を経て、重要性基準が作り出されたかについては公表されていない。

重要性基準とは、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法である(「退職給付会計基準」前文四3)。これを受けて、「実務指針」では退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合には、退職給付債務の再計算が必要であることが明記されている(第18項)。すなわち、重要性基準とは退職給付債務の再計算が必要であるか否かを判断する基準(今福、2000、105頁)であるといえる。

しかしながら,この重要性基準の解釈が誤解されている傾向が一部にみられる。例えば、日本会計研究学会(2002,101-102頁)では、重要性基準について、次のように記述されている。

「日本基準(重要性基準-引用者注)では、僅少な数理計算差異については特に会計処理を行う必要はないが、重要な金額に至った場合には差額の全体(コリドール部分を含む)を償却していかなければならない。」

数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内に一定の年数で毎期按分費用処理しなければならないのであって

(「退職給付会計基準」三2 (4)),その発生金額の大小により,会計処理が変更されるものではない。ここでいう「原則として」とは,原則的に当期の発生額を「定額法」により償却する方法であることを示したものであり,「定率法」による償却も認めるということを含意するものである(注解9,1)。したがって,重要性基準を「企業会計原則」での重要性の原則と混同してはならない。

コリドア・アプローチは基礎率を勘案して毎期末時点において、累積未認 識純利得および損失を厳密に計算するのに対して、「退職給付会計基準」で 採り入れられている重要性基準は前期末と比較して期末の基礎率により、退 職給付債務の金額が10%以上変動するなどの状況であると推定されない限 り、退職給付債務を再計算する必要はない。

### 4. 総合建設会社における数理計算上の差異

数理計算上の差異は発生年度の翌期より費用処理することが認められている (「退職給付会計基準」注解 9,2)。わが国における大半の企業は、翌期より費用処理するすることを選択したため、2002年3月期決算において、未認識数理計算上の差異に関して初めての償却が行われ、その償却額は年金費用の一部を構成したことになる。

図表1は主要な総合建設会社の数理計算上の差異に関するデータを有価証券報告書よりまとめたものである。なお,2002年3月期の数理計算上の差異発生額は、次の関係式から算出している。

2002年3月期未認識数理計算上の差異残高=2001年3月期未認識数理計算上の差異-2002年3月期償却額+2002年3月期発生額

図表 1 2001年3月期および2002年3月期のデータ

単位:百万円

	2001年3月期	2002年3月期		
企業名	退職給付債務 年金資産 数理計算上の差異発生額	退職給付債務 年金資産 数理計算上の差異発生額	数理計算上の 差異償却額	
大成建設	201,177 111,549 22,817	201,149 100,298 16,313	5,380	
大林組	137,022 61,385 6,959	148,916 67,053 5,244	781	
清水建設	161,334 78,557 △889	178,714 83,669 18,031	△88	
飛島建設*	24,277 8,529 1,436	24,044 5,193 4,017	185	
フジタ*	52,023 11,640 2,972	47,048 8,084 1,335	297	
長谷工コー ポレーショ ン <b>*</b>	46,323 33,122 7,750	54,893 31,655 9,733	562	
鹿島建設	329,958 209,674 36,634	347,833 197,070 31,262	3,688	
西松建設	29,393 12,520 1,178	29,378 12,700 862	117	
住友建設(注)	29,569 7,852 509	30,528 7,245 1,949	33	
前田建設 工業	90,718 45,945 11,723	94,361 43,587 16,646	786	
間組*	32,736 10,069 898	33,540 10,077 25	64	
東急建設	28,703 6,059 807	28,393 7,203 △174	80	

<sup>\*</sup>債権放棄を受けた企業。(注)2003年4月に三井建設と合併した。

図表1から2002年3月期における総合建設会社12社の数理計算上の差異償 却額を合算すると総合計額は118億8.500万円となる。なお、清水建設1社の みが数理計算上の差異の費用処理に関して、費用の減額処理が行われてい る。

図表2は上記のデータをもとにFAS87号, IAS19号に準拠して、保険数理 上の利得および損失(数理計算上の差異)の償却額を算出したものである。

図表 2 2000年度期首データおよびコリドア・アプローチによる償却額 単位:百万円

企業名	予測給付債務 [期首]	制度資産の 市場連動価値 [期首]	10%の コリドア	累積未認識 純利得 または損失 [期首]	最小償却額 [償却年数]
大成建設	201,177	111,549	20,118	22,817	270 [10]
大林組	137,022	61,385	13,702	6,959	0 [10]
清水建設	161,334	78,557	16,133	△889	0 [10]
飛島建設	24,277	8,529	2,428	1,436	0 [10]
フジタ	52,023	11,640	5,202	2,972	0 [10]
長谷工	46,323	33,122	4,632	7,750	208 [15]
鹿島建設	329,958	209,674	32,996	36,634	364 [10]
西松建設	29,393	12,520	2,939	1,178	0 [10]
住友建設	29,569	7,852	2,957	509	0 [15]
前田建設工業	90,718	45,945	9,072	11,723	177 [15]
間組	32,736	10,069	3,274	898	0 [14]
東急建設	28,703	6,059	2,870	807	0 [10]

2002年3月期における総合建設会社12社の数理計算上の差異償却額をコリ ドア・アプローチにより算出したならば、償却額の総合計は10億1,900万円 となった。結果的に8社の企業において、未認識純損失(未認識数理計算上の差異)の額がコリドアの幅を超過しないことから、2002年3月期決算では、仮にFAS87号、IAS19号に準拠してコリドア・アプローチが採用されていたとするならば、大林組、清水建設、飛島建設、フジタ、西松建設、住友建設、間組、東急建設の各企業が保険数理上の利得および損失(数理計算上の差異)の償却を要しないことが判明した。

#### 5. 結語

IASCは公開草案E54の中で、保険数理上の利得および損失を即時に認識する規定を提示していたものの、IAS19号では原則的にFAS87号で採用されているコリドア・アプローチ、最小償却方法の考えを踏襲している。今後、IASB(IASC)が即時認識を推奨する規定を採用する場合には、保険数理上の利得および損失が相殺し合う合理的な機会を奪うこととなることから、その機会喪失をどのように理論的に説明し得るかが検討すべき課題となるであるう。

わが国の総合建設会社12社における2002年3月期のデータをもとに、「退職給付会計基準」に準拠して数理計算上の差異を算出した結果、コリドア・アプローチにより算出した場合よりもその償却額が10倍に及ぶことが判明した。したがって、2002年3月期決算だけを考慮するならば、「退職給付会計基準」は数理計算上の差異償却額による影響を回避するよりも、むしろそのまま受け入れるという結果が得られた。ただし、将来、割引率等の変更が必然的に行われることを考えるならば、コリドア・アプローチにより算出した方がその影響は大きくなることが予想される。なお、会計実務上、企業は未認識数理計算上の差異を毎期正確に算出するためにも日本公認会計士協会が「実務指針」の中で掲載しているワークシートの作成に熟知することが肝要であろう。

#### 注

- 1)「退職給付会計基準」が国際的調和化,年金財政の積立不足の透明化のみを目的として設定されたわけではないという論拠について,詳細に論じたものとして,今福(1999)(2000,第2章)参照。なお,アメリカ基準の追随であるという論調により異議を唱える見解として,田中(2000)参照。
- 2) 1,000億円を超える会計基準変更時差異の償却額を計上した企業例については、伊藤(2003, 20頁)参照。また、2001年3月期決算において、企業行動の観点から、会計基準変更時差異の償却期間の選択について考察したものとして、挽(2003)参照。
- 3) 2003年3月期決算において,基礎率を厳格に選択している企業として,割引率1.7%,期待運用収益率1.7%の住友化学工業,割引率2.0%,期待運用収益率0.0%のヤマト運輸をあげることができる。
- 4) Hicks, E.L. (1965), Accounting for the Cost of Pension Plans, Accounting Research Study No.8.
- 5) American Institute of Certified Public Accountants (1966), Accounting Principles Board, APB Opinion No.8, Accounting for the Cost of Pension Plans.
- 6) Financial Accounting Standards Board (1981), Discussion Memorandum, Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits.
- 7) Financial Accounting Standards Board (1982), Preliminary Views, Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits.
- 8) International Accounting Standards Committee (1998), International Accounting Standard No.19 (revised), Employee Benefits.
- 9) Financial Accounting Standards Board (1985b), Statement of Financial Accounting Standards No.87, Employers' Accounting for Pensions.
- 10) 保険数理上の利得および損失が年金制度の運営および事業主の営業と直接 関係のない単一の発生源に起因する場合には、即時に認識すべきであるとし ている。その例として、工場の閉鎖、吸収合併(持分プーリングの会計処理 の場合は除く)があげられている(par.31)。
- 11) AICPA (1968, Part 1-5).
- 12) 会計基準の設定主体がAPBからFASBに受け継がれたばかりでなく,この間, 年金制度,その給付額が大幅に増大するなど年金会計を取り巻く環境は一変

- した。特に1974年のERISA(従業員退職所得保障法)の制定は従業員の受給権の保護という法律上重要な環境の変化をもたらすものであったといえる。PBGC(年金給付保証公社)の創設はERISA第4編,給付保険制度に関しての管理・運営目的のためである。
- 13) American Institute of Certified Public Accountants (1971), Accounting Principles Board, APB Opinion No. 20, Accounting Changes.
- 14) FASB (1982), par.2.
- 15) Financial Accounting Standards Board (1985a), Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Employers' Accounting for Pensions*.
- 16) FASB (1985a), Summary of Major Changes from Opinion 8 and Preliminary Views.
- 17) FAS87 号では、従来使用してきたactuarial gains and lossesという用語を単にgains and lossesとして使用しているが、その内容は同一である。
- 18) 市場連動価値(market-related value)とは、公正価値または5年を超えない期間の公正価値の変動を系統的、合理的方法により認識して計算された価値をいう。期待運用収益率と市場連動価値が利用されることにより、制度資産の運用収益の変動性を回避する効果がある。
- 19) E54とIAS19号 (revised) の比較検討については, 今福 (1998) 参照。
- 20) もっとも, FAS87号では, 次の条件を満たす場合, 即時認識も認められている (Amble and Cassel,1986,Q&A 33)。(a) 即時認識の継続的適用。(b) 即時認識をすべての利得および損失に適用すること。(c) 即時認識である旨を開示すること。なお, IAS19号 (revised) も同様の規定を設けている (par.93)。
- 21) 当面次の問題点が指摘されたという(IAS19,Appendix 3,par.41)。①財務業績には資本の部で直接認識される項目を含むか否か,②ある項目を損益計算書で認識するかまたは資本の部で直接認識するかを決定する概念上の基礎,③保険数理上の累積損失の純額を資本の部で直接認識せずに,損益計算書で認識すべきか否か,④最初に資本の部で報告された項目は,後に損益計算書で報告されるべきか否か。なお,イギリスの会計基準審議会(ASB)が1998年に公表した討議資料「年金コスト会計の諸側面」とIAS19号(revised)とを詳細に比較したものとしては,今福(2001,第9章)参照。
- 22) これを裏付ける根拠としては, IAS19号 (revised), Appendix 3, par. 38参

照。

- 23) なお、保険数理上の利得および損失と数理計算上の差異とは、会計的性格は異なっている。これについての詳細は今福(2000, 108-109頁)参照。
- 24) 企業会計審議会第6回企業年金部会議事要旨によれば、遅延認識について、次のような見解が検討されている。①ある程度ヴォラティリティ(ボラティリティ、引用者注)が収斂していけば、実務的には遅延認識と回廊アプローチに大きな違いは生じないのではないか。②遅延認識には会社が任意に償却できるようになってしまうのではないかという問題があり、回廊アプローチでは回廊を超えるまでは全く認識しないが超えたら即時認識というのも極端なのではないか。
- 25) 同様の見解としては、次を参照。「数理計算上の差異に重要性が乏しければ、 それらは長期平均的に相殺されるであろうから、なんら特別な会計処理は必 要とされない。しかし重要な差異が生じたときは、会計上での対処が必要と なる。」(井上、1999、112頁)。
- 26) なお、発生額の全額を毎期継続して処理することも認められている(「退職給付会計基準」前文四3)。
- 27) コリドア・アプローチによる償却計算については, Kieso et al. (2001, p.1136) が参考になろう。
- 28) 実務の観点からもコリドア・アプローチを採用した場合,毎期厳密に数理 計算上の差異を算定することが必要になるので,負担が大きいという指摘が みられる(小林,1999,82頁)。
- 29) 記録と報告が分離してしまうリスクについて、井尻は警鐘を鳴らしている (2000, 12-13頁) 参照。

#### 参考文献

- Amble, J.L. and J.M.Cassel (1986), A Guide to Implementation of Statement 87 on Employers' Accounting for Pensions, Financial Accounting Standards Board.
- American Institute of Certified Public Accountants (1966), Accounting Principles Board, APB Opinion No.8, Accounting for the Cost of Pension Plans.
- American Institute of Certified Public Accountants (1968), Accounting Interpretations of APB Opinion No.8.

- American Institute of Certified Public Accountants (1971), Accounting Principles Board, APB Opinion No. 20, Accounting Changes.
- Financial Accounting Standards Board (1981), Discussion Memorandum, Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits.
- Financial Accounting Standards Board (1982), Preliminary Views, Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits.
- Financial Accounting Standards Board (1985a), Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Employers' Accounting for Pensions.
- Financial Accounting Standards Board (1985b), Statement of Financial Accounting Standards No.87, Employers' Accounting for Pensions.
- Hicks, E.L. (1965), Accounting for the Cost of Pension Plans, Accounting Research Study No.8.
- International Accounting Standards Committee (1998), International Accounting Standard No.19 (revised), *Employee Benefits*.
- Kieso, D.E., J.J. Weygandt and T.D. Warfield (2001), *Intermediate Accounting*, Tenth edition, John Wiley & Sons, Inc.
- 井尻雄士 (1999) 「アメリカのフィナンシャル・レポーティング」 『企業会計』 第51巻第10号, 4-14頁。
- 伊藤邦雄(2003)『ゼミナール現代会計入門』第4版,日本経済新聞社。
- 井上良二編著(1999)『財務会計の進展』税務経理協会。
- 今福愛志(1998)「新国際会計基準「従業員給付」の論点」『経済集志』第68巻 第1号、97-106頁。
- 今福愛志 (1999)「新年金会計基準はグローバル・スタンダード化したか」『企業会計』第51巻第10号,18-27頁。
- 今福愛志(2000)『年金の会計学』新世社。
- 今福愛志(2001)『労働債務の会計』白桃書房。
- 小林伸行(1999)「退職給付費用の会計」『税経通信』Vol.54,No.8,77-82頁。
- 田中弘(2000)「会計制度改革と雇用破壊-タイミングを間違えた会計ビッグバン」『税経通信』Vol.55,No. 2, 29-36頁。
- 日本会計研究学会・特別委員会(2002)『国際会計基準の導入に関する総合的研究』中間報告書。

- 日本公認会計士協会(1999)「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」会 計制度委員会報告第13号。
- 挽 直治(2003)「退職給付会計と企業行動-会計基準変更時差異償却期間の選択を中心として-」『経済科学』(名古屋大学),第51巻第1号,39-51頁。